

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
規 則	ページ
◎高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を 改正する規則	1

規 則

高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
令和6年11月29日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第90号
高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改
正する規則

高知県介護支援専門員の登録等に関する規則（平成18年高知県
規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条中「申請は」を「申請は、知事が別に定める様式による
個人番号確認票（以下「個人番号確認票」という。）を添付し
て」に改め、同条ただし書中「ときは」を「ときは、個人番号確
認票を添付して」に改める。

第3条中「申請は」を「申請は、個人番号確認票を添付して」
に改め、同条ただし書中「ときは」を「ときは、個人番号確認票
を添付して」に改める。

第4条中「除き、」を「除き、氏名又は住所の変更の場合は」
に、「行う」を「、個人番号の変更の場合は個人番号確認票を添
付して同様式により行う」に改める。

第7条中「除き」を「除き、個人番号確認票を添付して」に改
め、同条ただし書中「ときは」を「ときは、個人番号確認票を添
付して」に改める。

第10条第1項中「申請は」を「申請は、個人番号確認票を添付
して」に改め、同項ただし書中「ときは」を「ときは、個人番号
確認票を添付して」に改める。

第11条及び第12条中「申請は」を「申請は、個人番号確認票を
添付して」に改める。

別記第2号様式、別記第4号様式、別記第9号様式、別記第10
号様式及び別記第13号様式から別記第16号様式までの規定中「上
半身」を「上三分身」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。